定　　款

アジア開発キャピタル株式会社

定　　款

第１章　総　　則

（商　号）

第１条　当会社は、アジア開発キャピタル株式会社と称し、英文では Asia Development Capital Co. Ltd.と表示する。

（目　的）

第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

(1) 不動産売買、造成、開発、仲介業、賃貸業並びに管理業
(2) 不動産開発並びに不動産活用に関するコンサルタント業務
(3) 駐車場の設計、製造、施工
(4) 駐車場の開発、経営
(5) 一般土木建築並びに一般電気工事業
(6) 建設資材販売業
(7) 建物、設備等の保安、管理に関する業務
(8) 電子部品、電気部品、工業用製品の設計、製造及び販売
(9) 鉱業資源の開発、販売
(10)債権回収業
(11)有価証券の取得、保有及び運用
(12)子会社及び関連会社の事業活動に関する運営管理、コンサルタント業務
(13)企業の合併、提携、営業権の譲渡等の調査、企画及びそれらの斡旋、仲介及びコンサルタント業務
(14)投資事業組合財産、投資事業有限責任組合財産の運用及び管理
(15)投資事業組合、投資事業有限責任組合の組合員の募集並びに出資金の集金の代行業務
(16)信託受益権の保有及び売買
(17)経営一般及び株式公開に関するコンサルタント業
(18)病院経営管理システムの開発、製作
(19)コンピューター及びその周辺機器並びにソフトウェアの売買
(20)下記商品の輸出入並びに販売
① 塩、水、飲料（酒類含む）、生鮮食品、加工食料品、冷凍食品及び健康食品
② 入浴剤、芳香剤、医薬部外品及び化粧品
③ 木炭、衣料品、服飾雑貨、インテリア用品、文房具及び日用品雑貨

(21) 下記商品の輸出入、販売並びに保守・サービス

① 医療用機械、器具（計量器を含む）及び消耗品
② 介護用機械、器具（計量器を含む）及び消耗品
(22) 美術品、骨董品の輸出入並びに販売及びそれらの仲介
(23) 投資助言・代理業
(24) 損害保険の代理業務及び生命保険の募集に関する業務
(25) 労働者派遣及び職業紹介に関する業務
(26) 前各号に附帯する一切の事業

（本店の所在地）
第３条　当会社は、本店を東京都中央区に置く。

（機　関）
第４条　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
(1)取締役会
(2)監査役
(3)監査役会
(4)会計監査人

（公告方法）
第５条　当会社の公告方法は、電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第２章　株　　式

（発行可能株式総数）
第６条　当会社の発行可能株式総数は、5,924,408,492 株とする。

（単元株式数）
第７条　当会社の単元株式数は、100 株とする。

（単元未満株式についての権利）
第８条　当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
(1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
(2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
（株主名簿管理人）

第９条　当会社は、株主名簿管理人を置く。
２　　株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
３　　当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

（株式取扱規程）
第 10 条　当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第３章　株 主 総 会

（招　集）
第 11 条　当会社の定時株主総会は、毎年 6 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

（定時株主総会の基準日）
第 12 条　当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

（招集権者及び議長）
第 13 条　株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
２　取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

（議決権の代理行使）
第 14 条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、その議決権を行使することができる。
２　株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

（決議の方法）
第 15 条　株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
２　会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

（電子提供措置等）

第 16 条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
２　当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(附則)
１．現行定款第 16 条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更案第 16 条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第 70 号)附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。
２．前項の規定にかかわらず、施行日から６か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第 16 条はなお効力を有する。
３．本附則は、施行日から６か月を経過した日または前項の株主総会の日から３か月を経過した日のいずか遅い日後にこれを削除する。

第４章　取締役及び取締役会

（員　数）
第 17 条　当会社の取締役は、9 名以内とする。

（任　期）
第 18 条　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

（選任方法）
第 19 条　取締役は、株主総会において選任する。
２　　取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
３　取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

（代表取締役及び役付取締役）
第 20 条　取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。
２　取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各１名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

（取締役会の招集権者及び議長）
第 21 条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会においてあらかじめ定めた社外取締役がこれを招集し、議長となる。

２　当該社外取締役に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の社外取締役（社外取締役が不在のときは、社外取締役でない取締役）が取締役会を招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）

第 22 条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

２　取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

（取締役会の決議の省略）

第 23 条　当会社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

（報酬等）

第 24 条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任免除）

第 25 条　当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

２　当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。

但し、当該契約に基づく責任の限度額は、100 万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。

（取締役会規程）

第 26 条　取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第５章　監査役及び監査役会

（員　数）

第 27 条　当会社の監査役は、５名以内とする。

（任　期）

第 28 条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のも

のに関する定時株主総会の終結の時までとする。
２　任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

（選任方法）
第 29 条　監査役は、株主総会において選任する。
２　監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

（常勤の監査役）
第 30 条　監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。
（監査役会の招集通知）
第 31 条　監査役会の招集通知は､会日の３日前までに各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
２　監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

（報酬等）
第 32 条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

（監査役の責任免除）
第 33 条　当会社は、会社法第 426 条第１項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
２　当会社は、会社法第 427 条第１項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。
但し、当該契約に基づく責任の限度額は、100 万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。

（監査役会規程）
第 34 条　監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

第６章　会計監査人

（任　期）
第 35 条　会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
２　前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株

主総会において再任されたものとする。

（選任方法）
第 36 条　会計監査人は、株主総会において選任する。

（会計監査人の責任免除）
第 37 条　当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、会計監査人との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。
　但し、当該契約に基づく責任の限度額は、100 万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第７章　計　　算

（事業年度）
第 38 条　当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの１年とする。

（剰余金の配当等の決定機関）
第 39 条　当会社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。

（剰余金の配当の基準日）
第 40 条　当会社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。
２　前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

（配当金の除斥期間）
第 41 条　配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

（2022 年 6 月 29 日改正）

本書は、当社定款の原本の写しに相違ないことを証する。
　　年　　月　　日